

医療機関とケアマネジャーの 入退院調整ルールについて

青森市 福祉部 高齢者支援課
令和7年度 介護サービス事業者等集団指導

医療機関とケアマネジャーの入退院調整ルールについてご説明いたします。

○入退院調整ルールとは

医療機関と介護関係者が高齢者等を適切に引き継ぎ、切れ目のないケアの提供へつなげるため、介護サービスを利用していた高齢者等が入院した際、また、医療と介護の両方が必要な状態で退院する際、医療機関とケアマネジャー両方が共有すべき情報と共有するための手順

○使用する機関

青森市及び平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町に所在する

- ・医療機関（精神科除く）及び有床診療所（眼科皮膚科、産婦人科除く）
- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所

○対象者

- ・入院前に既に介護保険サービスを利用している方
（ケアマネジャーが既にいる方）
- ・退院後に、新たに介護保険サービスの利用等で継続支援が必要と思われる方
（ケアマネジャーがいない方）

○入退院調整ルールとは、医療と介護の両方を必要とする高齢者等のより良い在宅ケアに向け、医療機関と介護関係者が高齢者等の情報を適切に引き継ぎ、切れ目のないケアの提供へつなげるため、介護サービスを利用していた高齢者等が入院した際、また、医療と介護の両方が必要な状態で退院する際、医療機関とケアマネジャー両者が共有すべき情報と共有するための手順を示すものです。

○このルールは青森市及び平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町に所在する、医療機関や居宅介護支援事業所等が使用することを想定しています。

○また、65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の特定疾病のかたで、入院前から介護保険サービスを利用している方と退院後に新たに介護保険サービスを利用する必要がある方を対象とします。

入退院調整ルールでは、医療機関とケアマネジャーの入退院時の連携について、一定の流れを見える化し、関係者間で高齢者等の情報を共有するためのシートを示しており、平成29年から運用しています。

- ①入院前に既に介護保険サービスを利用している方の場合の入退院調整の流れ
(ケアマネジャーが既にいる方の場合)
- ②退院後、新たに介護保険サービスの利用等で継続支援が必要と思われる方の場合の入退院調整の流れ(ケアマネジャーがいない方の場合)
「医療機関とケアマネジャーの入退院調整ルールの手引き」
※URL、QRコード掲載予定
- ③入院時情報提供シート(ケアマネジャーから医療機関へ提供)
※URL、QRコード掲載予定
- ④退院時情報共有シート(ケアマネジャーによる医療機関からの聞き取り)
※URL、QRコード掲載予定

○入退院調整ルールは、医療機関とケアマネジャーの連携の流れを見える化するとともに、情報共有するためのシートを示しており、平成29年から運用しています。

○入退院調整ルールの詳細や情報共有のためのシートについては、市ホームページに掲載しておりますので、掲載のURLやQRコードからご確認ください。

入退院調整ルールの活用にあたって

医療と介護の両方を必要とする高齢者等のよりよい在宅ケアを進める上で入退院は本人・家族等に大きな変化をもたらします。この変化にうまく適応し、本人・家族等がその変化を乗り越えていけるよう支援することが重要です。住み慣れた地域での生活を継続できるように支援していくためには、関係者の相互理解が大切であり、日常的な情報交換を行う中で、顔の見える関係、顔が見えなくても関係性も構築しながら、入退院調整ルールをご活用ください。

入退院調整ルールに関する問合せ先

青森市福祉部高齢者支援課 基幹型地域包括支援センター

電話 : 017-734-5206 (直通)

FAX : 017-734-5789

E-mail : kikangata-houkatsu@city.aomori.aomori.jp

○入退院調整ルールは、地域の医療機関とケアマネジャーが連携・協力して、入退院の引継ぎをスムーズに行い、高齢者等ができる限り、住み慣れた家、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるための支援体制を円滑に進める目安とするものであり、医療機関と介護関係者の協力を得て運用していくものです。そのため、関係者の相互理解が大切であり、日常的な情報交換を行う中で、顔の見える関係、顔が見えなくても関係性も構築しながら、入退院調整ルールをご活用ください。

○入退院調整ルールに関するお問い合わせは、高齢者支援課までご連絡ください。